(2)　法は、観察処分の対象となる団体について、「特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体」（法第四条第二項）である旨規定するところ、当該団体の意義については、過去に無差別大量殺人行為を行った団体は、その構成員において共同目的を保持しつつもその達成方法などをめぐって対立して分派・分裂したり、観察処分を免れるべく別の集団に仮装することなどが容易に予想され、かつ、かかる動的な内部の状況を把握することは困難であるのが通常である。法はかかる状況を踏まえつつ、これを観察に付すことで再度同様の殺人行為に及ぶのを阻止しようとしていることに照らすと、当該団体において分派等が生じた場合であっても、各集団の構成員において当該団体と共同の目的を有し、これらの構成員が互いにその目的に沿った行動を取り得る程度の関係があれば、なお、動的な存在である当該団体に包摂されるものといわなければならない。

(3)　本観察処分における被処分団体を「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」と構成したのは、かような法の趣旨に沿うものである。そして、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」が分派した経緯は前記㈡で述べたとおりであり、いずれの集団も「オウム真理教の教義を広め、これを実現する」という本団体の共同目的を保持し続けているのであるから、これを達成するために各集団の枠を超えて構成員同士が互いにこれに沿った行動を取り得る相互関係は維持されているというべきであり、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」は、いずれも本団体の重要な一部を構成しているといえる。

2　法第五条第一項各号該当性

本団体は、次のとおり、法第五条第一項各号に掲げる事項のいずれにも該当する。

㈠　第五条第一項第一号該当性

本団体は、第五回期間更新決定後も、無差別大量殺人行為である「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下「両サリン事件」という。）の首謀者であった麻原を「オウム真理教」の主神であるシヴァ神の化身、かつ、教祖に位置付け、絶対的帰依の対象とするなど、組織の頂点に位置付けており、本団体の構成員は、いずれも、麻原及び麻原の説く教義への絶対的帰依を培いつつ、本団体の最終目的である、麻原が説くところの「衆生救済」の実現に向けた活動を行っている。

(1)　「Aleph」は、両サリン事件当時の「オウム真理教」の活動形態を維持しつつ、麻原の意思を実現することが重要であり、麻原を前面に出した活動が麻原の意思にかなうとして、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調して活動しているところ、現在も、

ア　麻原を「尊師」、「グル」と尊称し、麻原が定めた規律に則った活動をしたり、麻原からの明示的な指示がない場合でも、麻原が定めた位階の上位者が、麻原の意思を推し量りながら活動したりしていること

イ　幹部構成員が、「不放逸に修行を行なう（ママ）こと（中略）このことこそが、グルが最も望まれていることであり、わたしたち弟子がなさなければならない、グルに対する帰依の実践でもある」などと指導し、こうした指導を受けた構成員も、「尊師のお手伝いができるように頑張りたい」、「いつでもグルは見守っていてくださる」などと述べており、幹部構成員から末端の構成員に至るまで麻原への絶対的帰依を示していること

ウ　着用すれば麻原の脳波データが移入され麻原と同じ瞑想状態に至るとするパーフェクト・サーヴェーション・イニシエーション（以下「PSI」という。）と称する修行用器具を構成員の頭部に装着させたり、「集中セミナー」において、麻原に対する帰依をうたった詞章を唱える修行や麻原への帰依を誓う詞章を大声で唱えながら体を「投地」した後、休まず元の姿勢に戻る動作を延々と反復する修行をさせたりするなど、マインド・コントロールの手法を用いた修行及び儀式等を通じて麻原に対する絶対的帰依を扶植していること

などから、麻原が「Aleph」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかである。

(2)　「山田らの集団」は、「Aleph」と一定の距離を置いて活動しているものの、その実態は「Aleph」と同様に、従来の活動形態を維持しつつ、麻原の意思を実現することが重要であり、麻原を前面に出した活動が麻原の意思にかなうとして、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調して活動しており、

ア　施設内に、オウム真理教や「Aleph」等が作成した、麻原の説法映像等を収録した教材を保管していること

イ　施設内の祭壇付近に麻原の肖像写真を掲出していること

ウ　PSIや麻原への帰依をうたった詞章等、マインド・コントロールの手法を用いた修行用器具や教材等を保管していること

などから、麻原が「山田らの集団」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかである。

(3)　「ひかりの輪」は、麻原の意思を受け、麻原が創始した「オウム真理教」の維持・発展の障害となる観察処分を免れるためには、従来の活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することこそが、麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う「麻原隠し」を展開しており、その「麻原隠し」自体が麻原の影響下にあるものと認められる上、現在も、

ア　麻原によって認定された「正大師」の位階にある上祐史浩（以下「上祐」という。）を頂点とし、実質的に「師」の位階にある者が「師」未満の者を管理・指導するなど、麻原が確立した位階制度を前提とした活動形態を維持していること

イ　「専従会員」と称する出家した構成員による閉鎖的な集団居住体制を維持している上、現在でも、出家した構成員の全員と、在家の構成員の約四割が、本件観察処分決定時からの本団体の構成員であり、また、「ひかりの輪」の役職員として報告されている六名全員が両サリン事件当時からの本団体の構成員であり、さらに、「宗教団体アーレフ」の活動拠点であった前記「GSハイム烏山」、長野県内の施設及び千葉県内の施設を使用し続けていること

ウ　設立から現在に至るまで一貫して麻原の代替物と位置付けられる対象を通じて麻原に対する個人崇拝を維持していること

エ　外形的変更を加えつつも、麻原が確立した教義及び修行体系等の本質的な部分を維持していること

オ　構成員らが、現在もなお麻原を礼賛したり、麻原の説く教義に沿う発言をするなど、麻原への帰依心がうかがわれること

などから、実態は、依然として、麻原が「ひかりの輪」の活動に絶対的な影響力を有していると認められる。